

疾走する ハンパパッケージ ミュージック

Photo: Nakamura Tohru (P254)

ある日、歩道の脇にこんな張り紙のあるボール箱が置かれていたとしよう。「ボクの持っているCDからヒット曲ばかり選んでたくさんコピーしました。もしよかったらタダで持って行ってください」。これを持ち帰り自分のものにすると遺失物等横領という犯罪になる。もちろん、お巡りさんに見つかればの話だが、無記名で実用的な「落し物」だけに交番に届けられる可能性は低いだろうし、なにより海賊盤なのだから届けたところで持ち主が名乗り出るはずがない、と考える人が大半だろう。

検索一発で目的のMP3ファイルにありつける「Napster」は、前出の「箱」に似ていないだろうか。MP3とNapsterの誤用、悪用は多くの音楽ファンのモラルを低下させ、ア

ーティストを裏切る行為に走らせている。現在の法律では無料の違法コピーをダウンロードするだけでは犯罪にならないが、いくら取締りが無いとはいえ、このまま違法コピーの交換が蔓延していくとどうなるのか、そして、間違いなく誰かが損をしているということを、ちょっと考えてほしい。

折しもJASRAC（日本音楽著作権協会）がネットワークでの著作権使用料規定を文化庁に申請し、間もなく個人でも合法的に音楽を使えるようになるいま、「違法行為とはなにか」、また「法律ではないけれど音楽ファンとして守るべきルールとはなにか」を、この機会に考えてみてはどうだろうか。

編集部

問題はどこにあるのか？

Napsterをめぐる インターネット上の著作権紛争

Napsterの蔓延が深刻な米レコード業界の対応としては、損害賠償請求をベースとした民事的手段が主流となっているのだが、日本の場合は著作権に違反する要素があるため「Napster使用＝違法行為」という状況が起こり得る。

ここでは「なぜ使用するだけで違法となるのか？」について説明しよう。

Napsterの最大の問題点

今年になって激減した「違法MP3サイト」の場合、楽曲の権利を持たない個人が、自分の管理するディレクトリーにヒット曲のMP3ファイルをアップロードし、「ダウンロード後72時間以内にCDを買えば違法行為になりません」など、ダウンロードする側に責任があるかのように説明するケースが多かった。しかし、言うまでもなく、市販されているCDからコピー、圧縮したMP3ファイルを、誰でもダウンロードできる環境に置くことが違法なのは明らかだ。この場合、いくつかの権利を侵害している。もっとも重いのが「送信可能化権」（通称：アップロード権）の侵害だ。詳細は後述するとして、送信可能化権は著作権法の中でも「複製権」と並ぶ強い権利なのだ。

一方、Napster使用者はダウンロードこそ行うもののMP3ファイルをアップロードすることはないので違法MP3サイトとは別物と考えがちだ。しかし、Napsterを起動した状態でパソコンがネットワークに接続された瞬間、自分と同時にネットワークに接続しているほかのNapster使用者全員に対してMP3ファイルが保存されているローカルフォルダーを共有する仕組みとなっているため、使用者が意識していなくても「送信可能化」状態となるのだ。もちろん、ダウンロードの際に保存先を変えたり、フォルダーを共有しない設定にしたりすることはできるが、初期設定のまま使用されるケースも多いはずだ。その結果、違法ファイルがアップロードされたのと同じことになる。このようにNapster使

用者は無意識に違法行為を犯してしまう可能性があり、これがNapster最大の問題点であると言える。

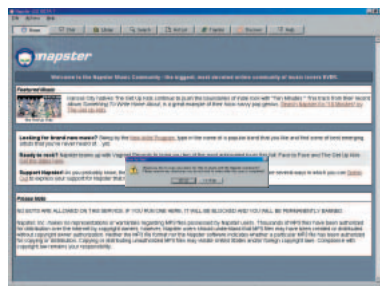
使用停止命令は解除された

では、なぜいま（2000年9月現在）もNapsterのサービスは継続されているのだろう。米レコード会社からの提訴により、いったんは裁判所からサービス停止命令が出たのに、Napsterによる控訴の結果「合法的な使用方法がある以上、サービス停止命令は適切ではない」といった理由から停止命令が解除されたのだ。Napsterの合法的使用法は確かに存在する。共有されるローカルフォルダーに第3者の権利を侵害する音源がない場合だ。第3者の権利を侵害しない音源とは、正式に権利処理を済ませた音源や自作自演を録音した音源などだが、もっと具体的に言うと、個人が趣味で作品を発表する場合やレーベルなどの権利者みずからが作品を宣伝する手段として利用する場合ということになる。しかし前述の通り、一度、Napsterのネットワーク上に置かれた音源はどこまでも無料で流通してしまうので、後から人気が出た楽曲でも対価を得ることが困難となるだろう。そういった状況もよしとして、とにかく多くの人々に聴いて欲しいのであれば問題は無いのだが、実際にNapsterで楽曲の認知度を上げるのは困難なのだ。キチンと曲を紹介してくれる無料ダウンロードサイトでいいアーティストに出会ったという話は珍しくないが、Napsterでそういった出会いを経験したという話はほとんどない。やはり現時点での

Napsterは、ほしい曲がタダで手に入る魔法の「箱」として重宝がられていると考えるのが自然だろう。

正当な利用方法を模索する

ところで、米ではいくつかの大手レコード会社によるNapster買収の動きが噂になっている。この爆発的に普及しているサービスを逆利用して音楽配信の基盤を構築するのが狙いであるとのこと。現実問題として、この手のサービスやソフトの悪用を根絶することはほぼ不可能だろうという意見が大半で、可能性を議論している場合ではなく、是が非でも逆利用体制を実現しなければならぬ状況にまで追い込まれていると考える大手レコード会社もある。だが、技術的な問題はもちろんのこと、権利に関する国際ルールの整備にも相当な時間が必要であり、それらが解決するまでの間に世界の音楽産業は莫大な損害を被ると予想される。



Napsterのインストール画面

設定課程で「あなたのファイルをNapsterのコミュニティで共有しますか？」といった質問をされる。「Yes」をクリックしたと同時に、自分の持っているすべてのファイルが世界中のユーザーと共有される。

その行為はOK or NG? 正式合意の内容から見る 個人による非営利の使用の是非

このほどJASRACが文化庁に申請した料金規定について、発表内容だけでは「実際になにができるのか?」という謎が多いはずだ。ここでは、「個人がこの規定に基づいてどのように音楽を使用できるのか?」を具体例とともに説明しよう。

音楽使用の基礎知識

さて、ここからは先頃JASRACから文化庁に申請されたネットワークでの音楽使用に関する料金規定の内容(表1)を元に、「本件が決まるとなにかどうなるのか?」に関し、「個人による非営利の使用」を前提として解説しよう。

まず、「音楽著作物」(以下、著作物)を使用する際の基礎として知っておいてほしいことがいくつかある。

日本の著作権法では、ネットワークでの音楽使用について「送信可能化権」という条文があり、各権利者(CD音源の場合は著作権者、マスター音源所有者、演奏者の三者)が許可しなければ一切使用できないことになっている。放送の場合は「使用料を請求する権利」しかなかったのだが、ネットワークについては「使用を拒否する権利」が与えられたのだ。

次に著作権使用料についてだが、歌詞のみ使用された場合は作詞家へ、曲のみ使用された場合は作曲家へそれぞれ全額分配されるため、歌詞またはメロディーのどちらかみの使用だからといって使用料が安くなることはない。また、すべての著作物使用に共通するのだが、一部分でもフルコーラスでも「1曲」として扱われるため、使用料割引などは一切ない。逆に複数曲を連続して演奏(メドレー)した場合は「1曲」として扱われる。ここでいう「1曲」とは「演奏時間5分未満」で、5分以上10分未満は「2曲」、以後5分ごとに1曲分加算される。そして作詞家、作曲家などの表示も忘れてはいけない。作家には「氏名表示権」という権利があるためだ。

著作物使用料を払えばOK! の場合

著作物のもっともシンプルな使用形態は歌詞と楽譜だ。

歌詞の使用例として一般的なのはCDジャケットやカラオケの歌詞本だが、ネットワークではウェブでの掲載がおもな用途となるだろう。この場合は右ページ表1の「ダウンロード形式/情報料無料/広告料等収入なし/個人」にもとづいた使用料を払えばいい。

次に楽譜の場合、ウェブ掲載という使い方は少ないのだが、最近では携帯電話の着信音を手入力する際のボタン操作手順を掲載しているサイトが増えている。この場合は楽譜扱いとなり、歌詞と同様に「ダウンロード形式/情報料無料/広告料等収入なし/個人」の使用料を払えばいい。

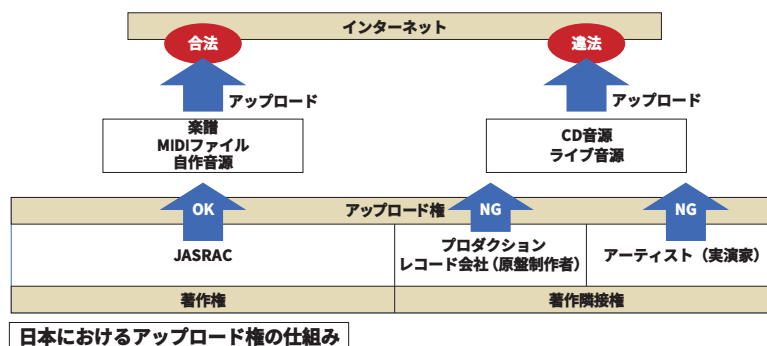
ネットワークでの著作物使用としてもっとも多いのがMIDIファイルだ。ほとんどがカラオケ用として有料販売されており、実はパソコン通信時代から事業化されている音楽コンテンツビジネスの元祖なのだ。個人の場合は、クリックしてダウンロードする方式、ウェブを開くと再生される方

式、どちらも「ダウンロード形式/情報料無料/広告料等収入なし/個人」の使用料が適用される。

さて、個人による著作物使用でもっともニーズが高いのは、スバリCD音源などの「録音物」だろう。録音物とは歌や演奏をテープなどに記録したもの、すなわちCDとして複製するためのマスター音源を指す。しかし、理由は次項で説明するが、個人が自由に使える録音物は、自分や身近な誰かが演奏したものくらいしかないというのが現状だ。では、とりあえず合法的な方法として自分で録音した音源で勝手にネットデビューしてみよう。著作物使用料として「ダウンロード形式/情報料無料/広告料等収入なし/個人」または「ストリーム形式/情報料・広告料がない場合/個人(非営利)」の料金を支払えば、既存の曲をカバーした音源が使える。もちろん、過去にJASRAC登録されたことのない作家によるオリジナル楽曲はJASRACに申請する必要はない。

著作物使用料だけではNG! の場合

では、逆にJASRACに著作物使用料を



支払うだけでは使えないのはどんな場合だろうか。

楽譜の場合、自分で譜面を起したものはいいが、市販されている楽譜をそのままPDFファイルなどにしてアップロードしてはいけな。楽譜を発売する会社は各社独自に譜面を起しており、これらの会社にとっては財産なのだ。この権利は通称「版面権」と呼ばれているが、著作権法では保護されていない。しかし、自社の楽譜をそのまま複製されると損害が生じるのは当然なので、摘発、損害賠償請求といった民事的手段を取るようになる。

MIDIファイルで注意したいのが、商用サイトで購入したファイルをそのまま使っはいけないということだ。前出の楽譜と同様に著作権法では保護されていないが、各発売元が独自に制作したMIDIファイルは各社の財産である。ただし、個人事業者であれば各発売元からMIDIファイルを仕入れて販売できる可能性はある。ちなみに、現在市販されているMIDIファイルには「電子透かし」技術によって権利者情報などが埋め込まれている場合が多いのだが、この電子透かしを取り除くだけで犯罪になる。MIDIファイルに限らず、あらゆるソフトに施されている電子透かしや暗号化といった権利保護技術を破る行為は、「保護手段の回避」という刑法違反になる。

表1:今回JASRACから文化庁に申請された音楽使用に関する料金規定

インタラクティブ配信規定の概要:ダウンロード形式				
権利料	有料	無料	無料	利用制限がある場合
専断収入	有無は問わない	あり	なし	受信先で10回または10日間までの範囲に利用が限られている場合は、1曲1リクエスト3.85円。1曲1リクエストの7.7%が3.85円を超える場合はその額
年額使用料	・1曲1リクエスト料の7.7%×月間の総リクエスト数 ・1曲1リクエスト7.7円×月間の総リクエスト数	1曲6.6円×月間の総リクエスト数	1曲5.5円×月間の総リクエスト数	
使用料	月額:5,000円	月額:5,000円	月額:4,000円	
年額使用料		非営利法人・個人 リクエスト数が把握できない場合10曲まで年額60,000円または月額6,000円×利用月数(着信メロディーデータ除く)	法人・非営利 リクエスト数が把握できない場合10曲まで年額50,000円または月額5,000円×利用月数(着信メロディーデータ除く) 個人 10曲まで年額10,000円または月額1,000円×利用月数(着信メロディーデータ除く)	

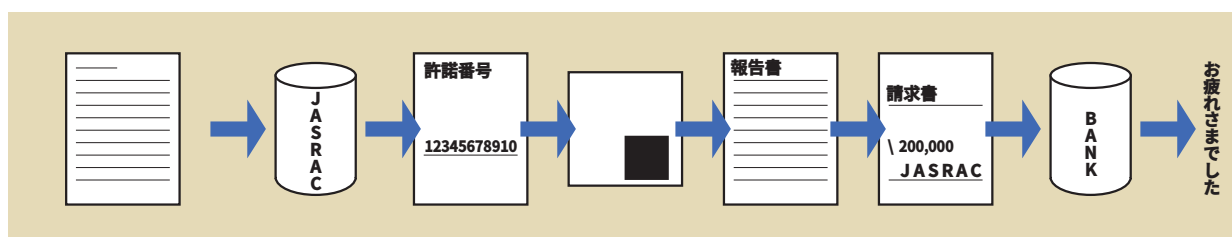
インタラクティブ配信規定の概要:ストリーム形式

番組の区分	月額使用料(カッコ内は動画をとともう場合)	最低使用料
主として音楽で構成されるもの	月間収入×3.5%(2.8%)	月額5,000円
一般娯楽など	月間収入×2.5%(2.0%)	
スポーツ・ニュースなど	月間収入×1.0%(0.8%)	
営利法人など	年額50,000円または月額5,000円×利用月数	
非営利法人など	年額30,000円または月額3,000円×利用月数	
個人(非営利)	年額10,000円または月額1,000円×利用月数	

さて、録音物をネットワークで使用するにはJASRACへの申請に加え「原盤製作者および実演家の許可を得て録音したもの」という条件を満たす必要がある。「原盤製作者」とはマスター音源を所有し、複製する権利を持つレコード会社やプロダクションで、「実演家」とは歌手、演奏者のことである。

通常、1つのマスターは1つのレコード会社からのみCDとして発売されるので、個人はもとよりほかのレコード会社が同一のマスターを同時期に使用することはおぼろげに得ない。これはインディーズも同様だ。また、CDとして発売されていないライブ

音源の場合、たとえばアマチュアバンドの演奏をライブハウスで録音したものであっても、その音源を使うにはバンドの許可が必要なのだ。ライブ音源には「実演家権」という歌手、演奏者の権利が存在するためである。もちろん、バンドの許可が得られて、自分が録音した音源を所有できれば問題なく使える。なお、自分でカバーした演奏を録音する際、「替え歌」や「編曲」など作品に改変を加える場合は、作家の許諾を得る必要がある。許諾を得ずにオリジナルのイメージを著しく損なうようなひどいものを公表すると、作家から訴えられる可能性がある。



- ① JASRACのサイトから必要な書類(申請書、手引きなど)をダウンロードする(PDF)
- ② 必要事項を記入し、JASRACに郵送 or メールする
- ③ 許諾番号が発行される
- ④ 自分のサイトにJASRACの許諾マークを掲載する
- ⑤ 毎月、前月に使用した曲をJASRACに報告する
- ⑥ JASRACから請求書が届く
- ⑦ 指定の金額をJASRACに支払う

www.jasrac.or.jp/network/indexz.htm

JASRACへの楽曲使用許諾申請の流れ(2001年4月開始予定)

音楽配信を取り巻く課題 業界関係者が語る 「違法コピーへの取り組み」

日本の大手レコード会社による音楽配信が間もなく一周年を迎え、JASRACも来春より個人への使用許諾を開始するという現状では、Napster問題についても実業上、「いかにうまく付き合うか?」ということが重要視されているようだ。

ソニー・ミュージックエンタテインメント

Napsterの是非については、FMや貸レコード屋が出てきたときと同じで、あえて進化を妨げることはないと思います。たとえば、Napsterを合法的なものとして認めたうえで使う場合は、タイムアウトや電子透かしを入れるなど、ユーザーに協力してもらうことで共存するといった方法もあるでしょう。定額制などの有料サービスとしてユーザーに認められれば事業化の可能性も出てきます。日本の場合、自分で持っている音源を簡単に配ってしまおうというのは、さほど思い入れのないアーティストに対して行われているものだと思いますが、あまりに蔓延が進むと新曲が聴けなくなってしまうことは理解してもらいたいですね。個人のサイトを見るとアーティストの画像を勝手に使っているところは沢山あるようですが、音源に関してはほとんど見なくなりましたので、「音源は特別なもの」という認識が定着してきたのかなと思います。法律については「私的使用範囲」を明確にするといったレベル

が必要だと思いますが、規制で縛るのではなくサービス内容で勝ちたいですね。現状では音源ファイルの存在が「デスクトップアクセサリ」程度ですので、もっと利用範囲を広げていきたいです。また、極めて個人的な意見ですが、今回のJASRAC認可申請に関し、個人からの徴収よりも、放送二次使用料の集計/分配方法など、根本的に見直すべき問題があると思います。



株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント/bitmusic推進部 プロデューサー／加納 糾

エイベックス ネットワーク

JASRACに支払えばなんでもOKという誤解がまだまだ多いように思います。たとえば、ある音楽配信事業者さんが「1曲100円で販売」と発表したときも、「JASRACのお墨付きなので即、始められる」という風に報じられましたが、CDで発売されている音源についてはJASRACだけではなく、レコード会社などの権利者から許諾がないと配信できないということについて、マスコミのなかでも誤解があるのでしょうか。Napsterについては、それ以前に音源を扱うためのフォーマットであるMP3の存在が大きく、これが投資家の間で音楽配信事業への「投資マインド」を下げていると思います。NapsterはMP3、即ち音楽に特化されていて違法性も強く、レコード会社としては認め難いと言わざるを得ません。米ではこれらのソフトを逆手に取ってビジネスを展開しようとする動きがありますが、日本の場合は通信環境が悪いため、Napsterのサービス化自体が成立しないと思いますが、今後の高速回線普

及に備えた準備の必要はあると思います。また、米では法律があるからこそ業務停止命令などの措置が取られているのに比べ、日本では法律はあるものの、「モラル」に頼っているのが現状です。権利者に利益を集中させることばかり考えている訳ではなく自由に音楽を楽しんでもらいたいのですが、権利という資産が守られていないと如何ともしがたいです。過度の規制でユーザーに反発されないことも大事ですが、ある程度守られていないと厳しいと思います。



エイベックス ネットワーク株式会社 取締役／上田正勝

JASRAC (日本音楽著作権協会)

今回の認可申請報道に対する一般からのご意見については、「個人の楽しみや非営利配信から使用料を徴収する」ことへの反発も多くありますが、そのなかには「ルールを守るべき」との前提で使用料額や規定内容への反発があります。

また、「ダウンロードとストリームの判断」に関する質問がもっとも多かったのですが、「ストリーム」とはオンラインで著作物を再生することを目的とする配信であり、「ダウンロード」とはオフラインで著作物を再生することを目的とする配信をいいます。キャッシュなどの一時的複製にとどまるものは、ス

トリームとみなします。そのほか、著作権についての基本的知識およびご理解がないため、「自分でMIDIデータを作ったのだから、支払う必要がないのでは?」と著作物を利用しているのに「自分の曲」と勘違いされているケースも目立ちました。

これに類似して「アーティストを応援するために曲を紹介して、なぜ悪いのでしょうか?」という内容の質問をいただくのですが、Jリーグのサポーターが選手たちの収入源となる入場料を支払うのと同じで、音楽の場合も使用料を支払ってこそ本当の応援と言えるのではないのでしょうか。

来年4月より、JASRACに申請すれば個人でも著作物を使用できます。みなさん、ぜひ申請して、胸を張ってアーティストを応援してください。著作権法で守られているのは、作家の能力です。それが作家のインセンティブとなっているのです。



日本音楽著作権協会 広報部課長／林 幸助

著作権だけでは解決し得ないもの ユーザーそれぞれの モラルこそが音楽を守る

Napsterが音楽ビジネスに影響を与えることはあきらかであり、これが不法に使われ続けることでネットワークでの音楽ファンの活動全体に対するアーティスト側の姿勢がネガティブになっても仕方がないだろう。そのような事態を避けるために、音楽ファンとして可能なアクションとはなにか考えてみた。

著作権問題の行き着く先

まず大前提となるのは、Napsterなどの「ソフト」を否定するのではなく、アーティストへのリスペクト（敬意）に欠ける「行為」を否定する姿勢を持つことではないだろうか。たとえば、あるアーティストを応援するサイトを公開している場合、掲示板やチャットが違法コピーに関する情報交換の場とならないように注意を払うのは簡単だろうし、すでに実行しているウェブマスターも多い。しかし、Napsterの存在について紹介する際の配慮に欠けるメディアがあまりにも多いため、個々の自主規制だけでは追いつかない状況だ。これでは真面目にやっている人たちもいずれバカバカしくなって、努力をやめてしまう恐れがある。このような自主規制活動の規模をもっと拡大する方法はないのだろうか？ 1つの案として、アーティストからの声明を掲載するサイトを用意し、音楽を扱うサイトすべてにリンク協力を呼びかけるといった活動はできないだろうか。違法コピーによって直接的に損害を被るのは、音楽ソフト制作者、販売者、そしてアーティストなのだが、その損害は間接的に音楽ファンに巡ってくるはずだ。そういった事実をアピールするために、アーティストを囲んだ討論会のようなイベントが定期的開催される必要があるだろう。アーティスト側から音楽ファンに接近し、直接訴えることがもっとも効果的であり、そういう場が提供されない限り、問題を真剣に考える人は増えないのではないだろうか。

音楽は「エンターテインメントの王様」と呼ばれ、世界中で民族、年代、収入に

かわらず親しまれている。ユーザーが多いということは企業にとって投資リスクの少ない優良マーケットでもあるため、工業技術の進歩と共に音楽を複製するメディアも進歩すると言われている。CDなど「光ディスク」の出現までは権利者によって複製がコントロールされていたので、「海賊盤」と呼ばれる違法コピー問題はあったものの取締りによって深刻な事態には至らなかった。しかし、これだけネットワーク人口が増えている時代に、音源をCDから複製したり圧縮したりする技術が個人が簡単に入手できるようになり、さらに匿名で交換できるソフトまで登場して、もはや「使う側のモラルの問題」では済まないところまでできているのが現状だ。むしろ、「使わなきゃ損」くらいに思っただろう。先ほど提案したような自主規制活動を実現する際は、パソコン・ハード、ソフト関連、キャリア、ISPなどの通信関連、さらにはメディア関連の各企業の参加あるいは援助を期待したい。個人、企業が一致団結し、日本人のモラル意識を世界にアピールしてはどうだろうか？ Napsterの不正使用などが放置されてアーティストの損害が大きくなると、結果的に音楽ファンは現在のように多様な音楽を楽しむことができなくなると思う。

このような悲観的シナリオが進行するかどうかは、先ほど提案したような活動によってユーザーの意識を変えていくことが不可欠なはずだ。米国と比較すると被害が小さい日本なら、かならず食い止められると思うのだが、みなさんはどのようにお考えだろうか。



Napsterのトップページ
KJump www.napster.com



Gnutellaのトップページ
KJump www.gnutellajapan.net



葛谷葉子「AGAIN」アレンジ・コンテスト
KJump www.sonymusic.co.jp/Music/Info/YokoKuzuya/contest/

課題曲のMIDIデータを自由にアレンジして応募する。採用されるとアーティスト本人がボーカルを入れてウェブ公開されるというインタラクティブかつクリエイティブなネットイベント。

[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレス R&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社**インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp